

野鳥の高病原性鳥インフルエンザについて

【令和3年シーズン（令和3年10月～令和4年9月）対応状況】

■ 鳥類生息状況調査

＜概要＞ 渡り鳥の飛来状況や野鳥の生息状況及び異常の発生について調査及び情報収集するとともに、対応レベルに応じて監視等を強化

＜R3シーズン対応状況＞

- R3. 4. 30～R3. 11. 1 「対応レベル1」（通常時、情報収集、監視）
- R3. 11. 2～R3. 11. 10 韓国での発生を受け「対応レベル2」（監視強化）
- R3. 11. 11～R4. 6. 15 国内複数発生を受け「対応レベル3」（最高レベル、監視強化）
- R4. 6. 16～R4. 6. 19 国内の野鳥監視重点区域が1か所となったことから「対応レベル2」
- R4. 6. 20～R4. 9. 28 国内の野鳥監視重点区域が全て解除となったことから「対応レベル1」

＜参考：R4シーズン対応状況＞

- R4. 9. 29～10. 6 神奈川県での発生※を受け「対応レベル2」（監視強化）
 - ※ 国では、本年6月以降、感染が確認されていなかったことから、本件をR4シーズン案件として扱っている。
- R4. 10. 7～ 宮城県での発生を受け「対応レベル3」（最高レベル、監視強化）

■ 死亡野鳥等調査

＜概要＞ 野鳥の死亡個体について、簡易キットによるA型鳥インフルエンザウイルス検査（簡易検査）を実施

＜R3シーズン対応状況＞

- 検査件数（北海道実施分）：121例 183羽（うち簡易検査陽性45例、高病原性確認46例）
- 野鳥での高病原性確認事例：国内107例、道内70例（環境省所管分含む）
 - ※ 野鳥以外では、キツネ、タヌキにおける確認事例が各1例、家きん4例を確認

【参考：道内における野鳥の高病原性確認件数】

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
高病原性	10	0	0	0	0	0	10	0	0	0	3	70

■ 野鳥監視重点区域調査

＜概要＞ ・野鳥における高病原性鳥インフルエンザが確認された場合、環境省は回収地点から半径10km以内を野鳥監視重点区域に指定
 ・当該区域において、3日間程度、大量死等の異常、野鳥の生息状況等を調査

＜R3シーズン対応状況＞

いずれの区域においても、大量死等の異常は確認されなかった

■ 普及啓発

- 高病原性の発生状況や野鳥との接し方などについてホームページ、SNSによる発信
- 野鳥との接し方などの市町村、住民への周知について、振興局に通知

家きんの高病原性鳥インフルエンザについて

1 発生状況

<海外>

本年4月以降も、アジア地域を中心とした近隣諸国のほか、欧州・米国の家きんや野鳥で流行。これらの地域から、営巣地を経由して、ウイルスが持ち込まれる可能性が有り、今シーズン（令和4年秋～5年夏）も厳重な警戒が必要。

<国内>

昨シーズン（令和3年秋～4年春）は、全国で12道県25事例の発生があり、約189万羽を殺処分。道内では4月以降、家きん飼養農場で4事例が発生。

発生日	農場所在地	家きんの種類	殺処分羽数
4月16日	白老町	採卵鶏	約52万羽
	網走市	エミュー	486羽
		採卵鶏	115羽
4月26日	釧路市	エミュー	99羽
5月14日	網走市	採卵鶏	759羽

2 道の取組状況

(1) 「北海道における高病原性鳥インフルエンザ発生検証及び対策検討会」

本年9月8日、道内における高病原性鳥インフルエンザの発生に関し、道内のウイルス学をはじめ、野鳥や野生動物の生態、家畜衛生等の専門家による検討会を開催し、それぞれの研究分野から意見をいただき、令和3年シーズンの検証及び令和4年シーズンの家きん飼養農場における発生防止に向けて対策を検討。（別紙）

(2) 発生の未然防止に向けた取組

ア 国内への侵入防止

- ・国際線ターミナルで動物検疫所と連携し違法な肉製品持込を防止啓発活動や、外国人技能実習生や留学生受入団体に対し、郵便物による持込防止の啓発を実施。

イ 道内への侵入防止

- ・道外からの移入家畜の着地検査を徹底。
- ・北海道海外悪性伝染病防疫対策連絡協議会等による道内空港、J R新函館北斗駅及びフェリーターミナル等での靴底消毒の実施やポスター掲示による注意喚起。

ウ 農場への侵入防止

- ・農場や関係団体等に情報提供や注意喚起。
- ・家畜保健衛生所による農場への立入検査により、飼養衛生管理指導等計画に沿った病原体の侵入防止対策並びに早期発見・早期通報の徹底を重点指導するとともに農場マニュアルの整備等を指導。
- ・家きんについては、モニタリング検査（臨床・抗体等）を継続し、令和4年10月から令和5年5月までの農場による毎月の自己点検を徹底するとともに、市町村毎の講習会等の開催、及び侵入リスク低減の要点を絞ったリーフレット等を作成するなど、家きん飼養農場に丁寧な指導を実施。

北海道における高病原性鳥インフルエンザ発生検証及び対策検討会の概要

1 R3シーズンの検証

- 大半の渡り鳥がウイルスを保有している可能性が高く、それらによって、道内に多量のウイルスが持ち込まれ、その後、冬期間群れで行動しているカラスや越冬中のオジロワシなどに感染し、農場周囲を含む地域内でウイルス量が増加した結果、死亡野鳥を補食した野生動物にも偶発的に感染。
- 発生農場における鶏舎への直接の侵入要因は断定できないが、大規模採卵鶏農場では、堆肥場の防鳥対策の不備が多数のカラスを誘引し、農場内にウイルスを侵入させ、その後の小動物等へのウイルス付着といったことが考えられる。
また、エミュー飼養農場においては放牧エリアが、感染経路として考えられる。

2 R4シーズンの侵入防止対策の検討

(1) ウイルスの動向

- R3シーズンと同様に、渡り鳥が道内に一定量のウイルスを持ち込み、カラスなど留鳥に伝播し、地域のウイルス量が増加する事が想定。死亡野鳥でウイルスが発見される事例は、氷山の一角であり、1羽でも見つければ、道内全域にウイルスが存在しているとの認識が必要。

(2) 死亡野鳥のモニタリング検査の継続及び強化の検討

- 死亡野鳥の早期発見と検査は、野鳥・野生動物間の伝播を速やかに把握し、農場への注意喚起につなげるとともに、オジロワシ等の希少鳥類の保護といった観点からも、引き続き重要であり、また、検査対象鳥種の拡大等について、環境省との協議が必要。

(3) 家きん飼養農場における対策

- 例えば、R3シーズンに発生したウイルスの場合、鶏に一定量（104個＝10,000個）以上のウイルス粒子が暴露しないと感染が成立しない等の正確な知見を理解した上で、（農場全体の“ウイルス量ゼロ”を目指し、労力や資材を投入して疲弊することよりも）、それぞれの農場が、自農場における鶏舎周囲と鶏舎内を繋ぐリスクを的確に把握し、効率的にリスク低減を図る意識を持ち、環境整備による野鳥・野生動物の誘引防止や防鳥ネットや畜舎の定期的な点検による侵入防止対策、鶏舎前室において正しい手順で専用服への更衣・手指消毒を行うなどの基本的な衛生対策を確実に実施することが重要。

- 養鶏には多様な飼養形態があり、それぞれ防疫におけるポイントに特徴があり、主なものとして、
 - ①大規模な養鶏場では、業務多忙な従業員全員が、飼養衛生管理マニュアルや消毒手順の目的を理解して遵守意識を共有する必要があること
 - ②いわゆる自然養鶏農場等では、その経営信条などから、実行できる衛生対策に差があること
 - ③大型家きんの飼養農場では、鳥の生理・生態を考慮した飼養形態が感染リスクに直結すること
などがあげられる。

- 農場への指導にあたっては、指導する者が、上記のような多岐にわたる課題に応じた丁寧な説明が必要なことを理解して、要点を絞った情報発信をはじめ、開催方法を工夫した参加しやすい講習会や勉強会の開催、巡回指導等の実施により、リスク低減に繋げていくことが重要。

北海道における高病原性鳥インフルエンザの発生検証及び対策検討会委員

さこだ よしひろ
迫田 義博〔コーディネーター〕

北海道大学獣医学研究院獣医学部門病原制御学分野教授〔ウイルス学〕

うらぐち こうじ
浦口 宏二 道立衛生研究所 研究員〔キツネの生態〕

そうま こうさく
相馬 幸作 東京農業大学生物産業学部北方圏農学科教授〔エミューの飼養管理〕

たまだ かつみ
玉田 克巳 (地独) 道総研生物多様性保全グループ主任主査〔カラスの生態〕

やま もと ひで お
山本 秀雄

(一社) 北海道ペストコントロール協会 技術担当理事〔ネズミ対策〕

わたなべ ゆき こ
渡邊有希子 猛禽類医学研究所 副代表〔猛禽類の生態〕

すずき ひで き
鈴木 英樹 北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課長〔野生動物対策〕

おだ しげ き
小田 茂樹 北海道農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生担当課長〔家畜衛生対策〕

豚熱、アフリカ豚熱等について

1 発生状況

(1) 豚熱

飼養豚：平成30年9月に岐阜県で発生以降、野生イノシシ等を介し感染地域が拡大。
令和元年9月より飼養豚に予防的ワクチン接種を開始し、令和4年9月時点で39都府県で接種。最近はワクチン接種県において発生継続（最終発生：令和4年9月21日、群馬県、17県84事例）。

野生イノシシ：令和4年9月時点で、岩手県から山口県までの32都府県に感染拡大。
感染が確認されている地域を中心に、経口ワクチンの散布と捕獲・検査を強化。

(2) アフリカ豚熱

海外：平成30年8月にアジアで初めて中国で発生し、全土に拡大。以降、モンゴル、東南アジア諸国、北朝鮮など拡大。韓国では本年8月に飼養豚で発生。

空港におけるウイルス確認：

中国、ベトナムなど発生国からの旅客が違法に持ち込んだ豚肉等から、平成30年10月以降、105例のウイルス遺伝子陽性事例を確認（新千歳空港12事例）。
うち4例はウイルス分離陽性。国は令和2年度の法改正で家畜防疫官の権限や違反者の罰則を強化。また新千歳空港の検疫探知犬を増頭し検疫体制強化。

2 道の取組状況

(1) 国内への侵入防止

- ・国際線ターミナルで動物検疫所と連携し違法な肉製品持込を防止啓発活動や、外国人技能実習生や留学生受入団体に対し、郵便物による持込防止の啓発を実施。

(2) 道内への侵入防止

- ・道外からの移入家畜の着地検査を徹底。
- ・北海道海外悪性伝染病防疫対策連絡協議会等による道内空港、JR新函館北斗駅及びフェリーターミナル等での靴底消毒の実施やポスター掲示による注意喚起。
- ・道外からの狩猟者及び養蜂家に対する注意喚起。

(3) 農場への侵入防止

- ・農場や関係団体等に情報提供や注意喚起。
- ・家畜保健衛生所による農場への立入検査により、飼養衛生管理指導等計画に沿った病原体の侵入防止対策並びに早期発見・早期通報の徹底を重点指導するとともに農場マニュアルの整備等を指導。
- ・豚飼養者に対し、3か月ごとの農場の自己点検を徹底。

発生に備えた取組みについて

1 危機管理体制の維持

- ・本庁及び（総合）振興局の「海外悪性伝染病警戒本部」において、定期的に幹事会を開催するとともに、防疫対応マニュアルを周知・徹底。

2 北海道家畜伝染病防疫対策要綱、防疫マニュアルの改正

- ・昨シーズンの発生を踏まえ、必要な改正を進める。
- ・エミューの高病原性鳥インフルエンザに関するマニュアル(案)作成。

3 緊急防疫資材の増強

- ・新たに、滝川市（旧滝川試験場跡地）に20万羽規模の備蓄資材を追加整備し、既存ストックポイント（道央（日高町：門別競馬場）及び道東（本別町：北海道立農業大学校））と合わせて40万羽規模の防疫資材を備蓄。

4 防疫協定の締結等

- ・防疫資材の供給（北海道動物器薬協会、（株）ホームック・ニコット）
- ・防疫資材の貸与（（株）共成レンテム）
- ・防疫資材の輸送（札幌通運（株）、札幌自動車運輸（株）、日本通運（株））
- ・殺処分用炭酸ガスの輸送（エア・ウォーター（株））
- ・埋却作業（各（総合）振興局毎の建設業協会等）
- ・消毒ポイント等の消毒（一般社団法人北海道ペストコントロール協会）

5 農場ごとの防疫計画の点検・見直し及び防疫訓練・演習の実施

- ・各（総合）振興局において、農場ごとに動員や埋却などの流れを具体的に定めている防疫計画を点検し、発生時の円滑な防疫作業を想定。
- ・併せて、管内農場における高病原性鳥インフルエンザ等の発生を想定した防疫訓練及び防疫演習を実施。